（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険関係の成立の届出） **第四条**　法第四条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　事業主が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する場合には、当該事業主の法人番号 ２・３　（略）	（保険関係の成立の届出） **第四条**　法第四条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～七　（略） 八　事業主が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を有する場合には、当該事業主の法人番号 ２・３　（略）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（匿名感染症関連情報の提供に係る手続等） **第三十一条の四十四**　法第五十六条の四十一第一項の規定により匿名感染症関連情報（同項に規定する匿名感染症関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該匿名感染症関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名感染症関連情報の提供の申出をしなければならない。 一　（略） 二　提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項 イ　当該法人等の名称、住所及び法人番号（番号利用法第二条第十六項に規定する法人番号をいう。） ロ　（略） 三～十二　（略） ２～７　（略）	（匿名感染症関連情報の提供に係る手続等） **第三十一条の四十四**　法第五十六条の四十一第一項の規定により匿名感染症関連情報（同項に規定する匿名感染症関連情報をいう。以下同じ。）の提供を受けようとする同項各号に掲げる者（当該提供を受けようとする同項各号に掲げる者が複数あるときは、当該複数の者。以下「提供申出者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類（以下「提供申出書」という。）に、厚生労働大臣が当該匿名感染症関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、厚生労働大臣に提出することにより、当該匿名感染症関連情報の提供の申出をしなければならない。 一　（略） 二　提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項 イ　当該法人等の名称、住所及び法人番号（番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。） ロ　（略） 三～十二　（略） ２～７　（略）

（介護保険法施行規則の一部改正）

第七条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係） 一　事業所又は施設（以下この表及び次表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項 イ　法人等の名称、主たる事務所の所在地、番号利用法第二条第十六項に規定する法人番号（番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたものに限る。）及び電話番号その他の連絡先 ロ～ホ　（略） 二～六　（略）	**別表第一**（第百四十条の四十五、第百四十条の四十七関係） 一　事業所又は施設（以下この表及び次表において「事業所等」という。）を運営する法人又は法人でない病院、診療所若しくは薬局（以下この号において「法人等」という。）に関する事項 イ　法人等の名称、主たる事務所の所在地、番号利用法第二条第十五項に規定する法人番号（番号利用法第四十二条第四項の規定により公表されたものに限る。）及び電話番号その他の連絡先 ロ～ホ　（略） 二～六　（略）